

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住民票の写しや戸籍謄本等の交付事実を本人に通知する制度とすることや、本人を含めた全ての請求における請求事由の明示、職務上の疎明資料等の添付の義務付け、不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護の更なる充実を図ること。
2. 住民基本台帳ネットワークシステムの改修や維持管理に対し、十分な財政措置を講じること。
また、住民基本台帳カードの普及を促進するため、多目的利用環境の整備のための財政措置を講じること。なお、コンビニ等での各種証明書交付サービスについては、特別交付税算入措置を継続するなど、引き続き必要な財政措置を講じること。
3. 戸籍受附帳の磁気ディスク化に伴い都市自治体が負担する経費について、財政措置を講じること。